

国立市議会議長 遠藤直弘 様

国立市議会は濱崎市長に対して、濱崎市長が 2025 年第一回定例会会期中の議場で、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」第 3 条 2 項で禁じられている「暴力的な言動」を行ったことについて謝罪するように求める事に関する陳情

陳情の趣旨

濱崎市長は、2025 年第一回定例会の関口博議員の一般質問終了直後に、着席している関口議員に歩み寄り、突然、怒鳴り声を浴びせ、それに対する返答を聞くこともなく、立ち去りました。私は傍聴席の最後列に座っていて一部始終を目にしましたが、市長が何を発言したのかは 聴き取れず、市長が議員に対して一方的に叱責したという印象を持ちました。

ところが第二回定例会の関口議員の一般質問でその件について問われた市長は、自らの行為は関口議員の質問内容の「違法性」に対しての「申し入れ」だった、と答弁しました。相手に対して一方的に怒声を発することを「申し入れ」と表現していることは言い逃れ以外の何物でもありませんし、そもそも、議員の質問内容が仮に不適切であったとしても、その疑義を表明するのは市長に与えられている「反問権」(国立市議会基本条例第 7 条 3 項)の行使によってなされるべきか、あるいは議会そのものの判断に待つべきものであって、たとえ「申し入れ」であるとしても、議員の質問内容に対して会議以外の場で大声で指弾することなど、市長の職務を履き違えたパワーハラスメント行為に他なりません。

このような市長の行為に対して、議会の大きな責務の一つである「市長の市政運営の監視」（国立市議会基本条例第2条の(3)）どころか、議事終了直後の議場という多くの衆目のある中で行われた市長によるハラスメント行為に対して、議会が現在に至るまで何らの抗議も行っていないことに、私は率直に言って驚きを禁じえません。

さらに言えば、同条例第7条1項には「議会は、議会における審議において、議員と市長等との緊張関係を保ち、議事機関として市民に負うべき責務を果たさなければならない」ともあります。今回、市長の行為は、当該議員に対してのみならず、議会全体に対する侮辱行為であることは明白であると思いますが、このような行為を議会が看過するとすれば、議会が「市長との緊張関係」を保っているとは到底言えないのではないのでしょうか。各議員におかれては、もし、自らが行った質問に対して会議以外の場で恫喝まがいの行為を受けても、黙って受け入れるのでしょうか。国立市議会の議長および各議員には改めて、事の重大性を鑑みていただきたいと思います。

市長は、今からでも遅くはないので、当時の自らの行為について率直に非を認め、議会ひいては市民に謝罪すべきと、私は考えます。もし市長がいまだにその必要はないと考えているのであれば、議会がその責任を以て、市長に対して謝罪を求めるべきと、私は考えます。

陳情事項

国立市議会は濱崎市長に対し、上述の一連の行為について謝罪するように求めてください。